

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	工事請負契約書等に係る印紙税の見直しの検討（検討事項）				
税 目	印紙税（印紙税法、租税特別措置法第 9 1 条）				
要 望 の 内 容	<p>工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、将来的な廃止を視野に入れつつ所要の軽減措置を検討する。</p> <table border="1" data-bbox="874 600 1490 730"> <tr> <td data-bbox="874 600 1219 730">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 600 1490 730">— 百万円 （ — ）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — ）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — ）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>建設市場は継続的に縮小し、平成 22 年度には、建設投資額がピーク時（平成 4 年：84 兆円）の半分以下である 41 兆円（昭和 52 年の水準）まで落ち込む見込みである。こうした中で、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、ダンピング受注の増加とこれに伴う下請企業へのしわ寄せの問題が顕在化している。</p> <p>こうした状況に鑑み、国土交通省では本年 3 月 16 日に下請企業対策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の明確化・対等化を図るため、書面契約を徹底するとともに、標準請負契約約款について、中央建設業審議会における検討を踏まえて改正を行う</li> <li>・ 新たな下請代金保全策（信託、ボンドなど）の導入</li> <li>・ 下請企業の見積もりを踏まえた入札契約方式の試行</li> <li>・ 地方公共団体と連携して、違法行為等に対する取締り、指導監督を強化の方針を公表し、できるものから順次実施していくこととしている。（標準契約約款については、本年 7 月に中央建設業審議会にて改正、実施を勧告済み）</li> </ul> <p>これらの方針に基づき、国、都道府県の建設業許可部局では、これまで書面で契約を行ってこなかった者に対して、取締り、指導監督の強化、建設業取引適正化推進月間の創設等を通じた普及啓発活動等を通じて、書面契約を徹底していくこととしているが、この際に、新たに印紙税が課税されることとなると、行政側の取り組みの効果を大きく減殺することになる。このため印紙税については、税体系の抜本的な改革と併せ、流通課税、文書課税のあり方の観点から、将来的な廃止を視野に入れつつ所要の軽減措置を検討することが必要である。</p> <p>また、国土交通省成長戦略では、住宅不動産市場の活性化が重要な課題であるが、工事段階に多重にかかる印紙税及び売買段階にかかる印紙税によって、不動産流通コストを押し上げ、不動産取引の阻害要因となっている。このため、不動産流通市場の活性化を図る観点から、不動産譲渡契約書に係る印紙税についても将来的な廃止を視野に入れつつ所要の軽減措置を検討することが必要である。</p>				

(2) 施策の必要性

以下のとおり、工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税は、他の文書と比べて著しく高額であり、書面契約の阻害要因、下請企業の大きな負担、不動産流通コストの引き上げといった負の影響をもたらすことから、将来的な廃止を視野に入れつつ所要の軽減措置を検討することが必要である。

① 工事請負契約における書面作成を阻害

印紙税の存在が、工事請負契約における書面作成による契約関係の明確化、元下関係の適正化を阻害。注文書のみ、メモ、口頭といった不明瞭な契約により印紙税を回避している者（全許可業者の約2割、一般知事許可業者の約3分の1：平成21年度下請取引等実態調査）が多く、これが結果として下請へのしわ寄せの一因となっている。

② 重層下請け構造の中で、多重に課税

建設工事においては、下請、孫請けが重層的な下請契約関係の中で工事を行っているため、一つの工事において何重にも印紙税が課税。しかも、通常、下請が印紙税を負担。

③ 他産業と比べて著しく高額な課税

平成元年度の消費税導入に当たって、物品売買契約など5つの文書については廃止され、不動産売買契約書、工事請負契約書など、一部の文書のみ印紙税と消費税が二重に課税。しかも、税率は、他の契約書と比べて著しく高額となっている。

④ 不動産流通コストを引き上げ

工事段階、流通段階で印紙税が課税され、これがエンドユーザーに転嫁される結果、不動産流通コストを引き上げ。

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>① 工事請負契約書に係る印紙税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</li> <li>・ 施策目標 3 5 建設市場の整備を推進する</li> </ul> <p>② 不動産譲渡契約書にかかる印紙税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</li> <li>・ 施策目標 3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する</li> </ul> <p>に包含。</p>
		政策の達成目標	建設工事における書面契約の促進を図るとともに、不動産譲渡に係る消費者負担の軽減により、建設投資・不動産取引の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	

		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	
	連続する事項	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する	租税特別措置の適用実績

	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		